

仕様書

1 業務名

郡山市観光客動態調査分析業務

2 業務目的

郡山市における観光客の動態や特徴等を調査分析し、戦略的かつ効果的に観光客の受入環境整備や情報発信、周遊観光ルートの検討など今後の観光地域づくりの基礎資料とするとともに、調査分析結果を関係者等と共有することを目的とする。

3 委託期間

契約締結日から平成 30 年 3 月 26 日（月）まで

4 業務内容

(1) 観光客動態調査分析

携帯電話の位置情報等のビッグデータ等を利用して、郡山市への来訪者の動態や特徴等について調査分析を行うこと。

① 利用データ

ビッグデータ(例：GPS 位置情報データ等)や取得可能な既存データ等を利用すること。
必要に応じアンケート調査等を実施しても差し支えない。

※調査方法や利用するデータの名称及び提供先等を企画提案書に具体的に記載すること。

② 調査対象エリア及びスポット

郡山市内全域及び市内を分割した 10 エリア程度及び 10 スポット程度とし、さらに受託者のプロポーザルにおける提案に基づき、契約締結時に、本市と受託者で協議し決定するものとする。

※調査対象エリア及びスポットの個所数等設定方法を企画提案書に具体的に記載すること。

③ 調査対象者

上記②への観光客

※居住者、就業者、長期旅程者、高頻度来訪者等を除外する。

④ 調査項目

以下の項目について調査すること。なお、居住地、年代、性別等の属性についても調査すること。

【調査エリア】

- ア 発地調査
- イ 宿泊地調査
- ウ 滞在調査
- エ 旅程調査

オ 周遊調査（郡山市・市外間周遊、調査対象エリア間周遊、調査対象エリア・市外間周遊）

カ 交通手段調査

キ その他調査項目

※上記以外に効果的な調査分析項目があれば、企画提案書に提案項目及びその理由を記載すること。

【調査スポット】

ア 周遊調査

※上記以外に効果的な調査分析項目があれば、企画提案書に提案項目及びその理由を記載すること。

⑤ 調査対象時期

直近1年間（4半期ごと）に調査すること。

※調査対象時期の詳細な設定方法を企画提案書に具体的に記載すること。

(2) 追加の調査分析提案

4(1)のほかに効果的な調査分析項目があれば、企画提案書に具体的に記載し提案すること。ただし、追加提案は必須ではない。

(3) 総合分析

4(1)から(2)の調査分析結果を総合的に分析し、観光客の動態や特徴等をまとめるとともに、課題を抽出し、戦略的かつ効果的に観光客の受入環境整備や情報発信、周遊観光ルートの検討など今後の観光地域づくりを行うための提案を行うこと。

(4) 成果品の納品

① 成果品

ア 報告書

調査分析結果をとりまとめた報告書を作成し納品すること。

報告書は紙媒体30部、電子媒体(Microsoft WordまたはPower Point及びExcel及びPDF)一式とする。

※報告書の紙媒体の規格は原則A4版カラー、ページ数は任意とする。

イ データベース等

観光関連事業者や一般社団法人郡山市観光協会職員等が調査分析結果の検索や集計等が容易にできるように、Microsoft Excel等の一般的に普及したシステムを利用し、調査結果のデータベースを作成し、電子媒体一式を納品すること。

※上記以外に観光関連事業者や一般社団法人郡山市観光協会職員等が調査分析結果を効果的に活用できる代替の提案があれば、企画提案書に記載にすること。

※詳細は調査分析結果とりまとめ後に受託者と一般社団法人郡山市観光協会にて協議し決定する。

② 成果品の納品場所

一般社団法人郡山市観光協会（福島県郡山市大町一丁目3番15号）

③ 成果品の帰属

本業務で得たすべての成果品については一般社団法人郡山市観光協会に帰属するものと

し、第三者に貸与または公表してはならない。

また、成果品は公開されるものを前提として作成することとし、公開不可のデータ等を含む場合は事前に一般社団法人郡山市観光協会と協議すること。

5 その他特記事項

- (1) 使用する各種データは、プライバシー保護のための統計的な処理を行い、個人情報外部に漏れることのないよう十分配慮すること。
- (2) 本業務を行うにあたり、十分な知識、理解及び経験のある従事者を確保すること。
- (3) 本業務の遂行に関しては、関係法令を遵守すること。
- (4) 受託者は、業務遂行に当たり知り得た個人情報は、個人情報保護法等により適切に管理すること。
- (5) 受託者は本業務の一部または全部の実施を第三者に再委託してはならない。なお、やむを得ず再委託を行う場合には、一般社団法人郡山市観光協会の指示に基づき事前に必要な手続きを行うこと。
- (6) 受託者は業務完了後、業務完了届を提出すること。一般社団法人郡山市観光協会は、委託業務の処理状況について随時調査し、必要な報告を求め、監査することができるものとするとともに、業務の実施について必要な指示をすることができるものとする。
- (7) 仕様書に記載されていないとしても、法令により義務付けられている事項及びその他の事項について、軽微な変更であり業務上当然に必要な事項である場合には、業務履行の範囲に含まれるものとする。

なお、疑義の生じた場合については、一般社団法人郡山市観光協会と受託者で協議を行い、取り決める。